前窪義由紀議員(宇治市及び久御山町)

2019年2月13日

【前**窪**】日本共産党の前窪義由紀です。会派を代表し質問します。私も最後の質問となりますのでよろしくお願いします。

政府による統計データの不正・偽装が大問題になっています。国政の根本を揺るがし、国民生活 にも直結する問題であり、徹底的に解明し偽りの政治に厳しい審判を下さなければなりません。

いま地方は、安倍自公政権のもとで、住民の暮らしの困難、福祉・医療の危機、地域経済の衰退、災害の復旧と備えなど、多くの課題に直面しています。医療・介護など社会保障削減や学校、保育所、病院など公共施設の統廃合、上下水道の広域化・民営化などが計画され、自治体と地域壊しが進んでいることは重大です。地方自治体が、国いいなりに福祉と暮らしを切り捨てるのか、それとも住民の暮らしを守る防波堤になるのか、いまほど問われているときはありません。西脇知事のもとでの最初の本格予算と施策が、こうした問題に正面から向き合い、府民の暮らしを応援するものるになっているのかどうか、諸点について知事の所見を伺います。

消費税 10%増税の中止を

【前窪】まず、10月からの消費税10%増税についてです。

勤労統計の不正・偽装問題で、10%増税の根拠としていた景気判断そのものが誤っていたことがはつきりしました。増税に伴う政府の景気対策も複雑怪奇で、複数税率によって「お持ち帰り」は8%、店内で食べれば10%、栄養ドリンクでもオロナミンCは8%、リポビタンDは10%、これに「ポイント還元」も加わり、買う商品、買う場所、買い方によって税率が5段階にもなり、混乱と不公平を広げる支離滅裂なものです。加えて、インボイス制度は、500万もの免税業者が取引から排除されかねず、中小業者や農林漁業者なども死活的状況に追い込まれることになります。日本商工会議所や日本スーパーマーケット協会など中小企業団体もこぞって批判、反対をしています。

消費増税導入から30年、税収は社会保障に使われるどころかその8割が法人税減税などに回され、大企業の内部留保は446兆円と膨れ上がっています。京都の大手10社も7年間に約2兆円も増やす一方、中小企業の7割が赤字経営、非正規雇用の割合も42.5%と全国ワースト2位と低迷しています。京都でも、「10%増税反対府民1万人アピール運動」が始まり、多くの業界、地域に広がっています。下京料飲組合の理事長さんは、「10%はすごく負担。税金は内部でぎょうさんため込んでいる大企業からとればいい」と怒り、個人タクシー協同組合の理事長さんは、「10%への引き上げとインボイス制度の導入は、我々の死活問題」などと、増税中止の声を上げています。

社会保障費の削減を含め、あらゆる面で矛盾が噴き出し、すでにボロボロの状態の10%増税は、 賛成という人を含め、「今度の増税は異議あり」という声が大きく広がっています。こうした事態に ついて、知事の認識をお聞きします。

安倍内閣の官房参与であった藤井聡京大大学院教授は、「消費税は社会保障にというのはデマ」「増税は日本経済を破壊する」と中止を訴え、菅官房長官も、増税の最終判断は「予算編成後」と述べました。成立直後にひっくり返すような予算だというのであれば、最初から増税を断念すべきであり、国に10%増税中止をキッパリと求めるべきでありませんか。

国民健康保険料の引き下げを

【前窪】次に、国民健康保険制度についてです。

昨年4月から国保制度は、「都道府県単位化」に移行しました。国はこれを機に「都道府県内の保険料を統一する」として、市町村が保険料抑制のために行っている全国平均一人当たり約1万円の一般会計からの繰り入れの解消を求めています。来年度に向けて、府の国保運営協議会では、19年度の府全体への納付金は対前年度比105.5%、一人当たりでは111.3%の増額が示され、市町村では保険料(税)の抑制対応に苦慮しています。都道府県化で値上げをしないといってきた本府の責任は重大です。

日本共産党は、国民健康保料(税)の負担を軽くするため、公費負担を1兆円増やして子どもの数が多いほど保険料が高くなる「均等割り」や「平等割」を廃止し、中小企業の協会けんぽ並みに引き下げる提案しています。財源は、株取引への課税を欧米並みにするだけで1.2兆円生まれます。全国知事会も、「1兆円の公費投入で協会けんぽ並みの保険料に」と求めました。都道府県化を推進してきた前知事は、「その時には、京都府もしっかり負担をしていく覚悟」と答弁しましたが、知事の認識はいかがですか。

昨年、12月府議会でわが党の成宮議員が、同じ収入でも国保料が協会けんぽの約2倍にもなる京都市の事例を示し、国への改善要望と府の一般会計からの繰り入れで保険料の引き下げを求めましたが、知事は、「国に子供にかかる保険料の軽減措置を要望している」「保険料の決と言われても仕方ありません。

水道事業の民営化・広域化はやめよ

【前窪】次に、「改正」水道法についてお聞きします。

水道事業は憲法に基づく生存権を保障するものとして、公共の福祉増進の一翼を担ってきました。 しかし、独立採算制のため財政基盤が弱く必要な老朽施設の更新、耐震化も遅れています。「改正」 水道法は、こうした困難を打開するどころか、安全な水を豊富に安く供給するという水道法の目的 を損なうものです。

その一つは、水道施設の運営権を民間に売却するコンセッション方式などの民営化です。世界では、水道民営化の失敗から、再公営化の動きが加速しています。フランスのパリでは、民営化後、水道料金が 4.2 倍に高騰、水質も悪化するなど大失敗して 20 年余りで公営に戻すなど、37 か国 235 都市で再公営化しています。政府は、自治体による監視は可能としていますが、海外の事例では、公的機関が企業秘密の壁で経営実態の監視が出来ず民営化破たんの要因だといわれています。

二つは、広域化することで、簡易水道など自己水源の廃止や災害対応にも有効な地域分散型水道の否定につながることです。大阪北部地震を調査した土木学会からも、災害時における広域化された水道の脆弱性が指摘されています。簡易水道が統合・廃止された過疎地や離島では、災害時の断水が長期に及んでいます。また、深刻な人材不足も、新規採用抑制、退職者不補充など自治体リストラを押し付けている限り解消されません。

住民の命に直結する水道事業を、利益最優先のコンセッション方式などで民間に売り渡し、広域 化で地域分散型水道を否定する水道法「改正」について、知事の認識をお聞かせください。

本府は、昨年 11 月に、「京都水道グランドデザイン」を策定し、府内を北部、中部、南部の 3 圏

域に分け、圏域ごとに協議会を設置して広域連携、公民連携を進め、京都府は、「推進役としての役割」を、京都市は、「府内全域を先導する役割」を担うとしています。京都府営水道ビジョンは、府の将来方向を決めましたが、受水市町の水道施設の廃止、統合を伴う広域運営や、民間活用など、広域化、公民連携の推進を掲げています。水道法の「改正」受け、国と一体に京都府が広域化、民営化などの旗を振って、市町村水道に対して押し付けることなどあってはならないと考えますが、いかがですか。

現在の水道事業が抱える問題の解決のためには、国や府が主導した過剰な水需要予測に基づくダムなどの施設建設費負担の見直しや施設の老朽化・耐震化対策、水道職員の確保などに対する財政支援こそ求められています。住民の貴重な財産である水道インフラは、市町村主体で健全な運営が可能な道こそ目指すべきであり、国に財政措置を強く求めるとともに、府としても市町村への支援強化を行うべきでありませんか。

淀川水系河川整備計画について

【前窪】次に、淀川水系河川整備計画についてです。

昨年、西日本豪雨で日吉ダムが非常時緊急放流をする事態となりましたが、嵐山地区で大きな洪水被害には至りませんでした。地域住民が、5年前の氾濫の経験から川床の掘り下げなど緊急対策を強く求め、その工事の進捗が効果を発揮したとされた一方、愛媛県肱川や岡山県真備町の河川では、堤防の強化や嵩上げ工事が遅れていた上に、非常時緊急放流が重なり甚大な被害を出したのではないかといわれているなど、これまでのダムに偏重してきた治水対策の在り方そのものが問われています

宇治の天ヶ瀬ダム上流の大戸川ダム計画は、淀川水系河川整備計画の見直しの中で、近畿整備局の諮問機関「淀川水系流域委員会」が、2008年4月、「ダムの効果は限定的で緊急性は低い」と河川法に基づく意見書を出し、同年11月、京都、滋賀、大阪、三重の4府県知事の共同意見書で、「河川整備計画に位置付ける必要がない」とされ、ダム反対の住民運動もあって、近畿整備局はようやく2009年に計画を凍結しました。

ところが 2016 年に近畿整備局は、ダムが最も有効だと評価し、今年に入り河川整備の効果などを検証する有識者会議を設け、検証結果によっては大戸川ダム凍結解除もあるとしています。滋賀県では、知事が議会で、「ダムの効果や影響を検証していきたい。知事合意についても見直しができるよう努めたい」と述べ、勉強会を発足させています。

近畿整備局は、堤防決壊の危険も伴う宇治川に、1500トンもの放流を可能にする事業費 590 億円の天瀬ダム再開発を強行し、今度は、事業費が 1080 億円を超える大戸川ダムについても、凍結解除ともいえる動きを強めています。いま急ぐべきは、宇治川堤防の強化、決壊した弥陀次郎川や溢水を繰り返す堂の川(木幡池)など、遅れている中小河川の整備ではありませんか。4府県知事による共同意見書等で意見を表明してきた本府の見解を伺います。

また、大戸川ダムの建設は、瀬田川洗堰の洪水時の全閉操作見直しと深くつながっています。全 閉操作の合意を見直すことは、天ヶ瀬ダムの洪水時の放流操作や宇治川・淀川治水に大きな負担を 強いるものであり到底容認できないと考えますが、いかがですか。

自然と環境を壊すメガソーラー計画の規制を

【前窪】次に、自然環境を破壊するメガソーラーについてです。

南山城村の約72haの山林にメガソーラーの計画が進んでいます。地元に全く無縁の外資参入の会社を立ち上げ、住民の声などを無視した儲けありきが見え見えの計画です。2015年末に事業計画が府に出されてから住民は、環境、防災、事業者の信頼性などの問題点を投げかけ、計画の中止を求め続けてきました。しかし、事業者は、住民説明会も打ち切り、昨年秋には森林法、砂防法に基づく開発申請の手続きを強行し、本年1月25日には、本府が開発を許可しました。地元の「自然を守る会」など住民は、直ちに「断じて容認できない」との抗議声明を出し、計画の凍結・中止を求めています。昭和28年の南山城大水害で54人もの住民が犠牲になった地域も含まれていることから住民の怒りは当然であり、開発許可に対して厳しく抗議するものです。

各地で相次ぐメガソーラ開発について、亀岡市は、災害の防止や景観保全などを目的に、「事業禁止区域」の設定や禁止区域外でも届出制・許可制などを盛り込んだ条例を3月議会に提案予定です。 兵庫県では、「太陽光発電に関する条例」を施行し、事業区域1000平方メートル以上の届出を義務付け、景観、環境、防災、反射光、近隣住民への説明などを規定し、事業区域50ヘクタール以上は、森林の保護を60%とするなど規制を強めています。このように地域の実情を踏まえ、規制強化に乗り出す自治体が次々生まれています。自然と環境を壊すメガソーラー計画について、条例等による規制強化が必要ではありませんか。所見を伺います。

森林法では、林地開発の申請は、災害や水害発生の恐れ、水の確保への支障や環境悪化に該当しない場合は、「許可しなければならない」としています。これを「許可することができる」に改正することや環境アセスを義務付けることなど規制強化が必要です。

前知事も、「許可することができる」との改正、許可基準に「周辺生活環境の保全」を要件として 追加するよう国に求めていましたが、森林法の改正にかかる知事の認識を伺います。

また、本府は、アセス実施の対象に 50 ha以上のメガソーラー開発も含めるなどしてきましたが、これでは住民の願いに応えられません。木津川市の約 48 haのメガソーラー計画など相次いでいることから、水力、火力、風力と同じように、太陽光発電そのものを本府アセス条例の対象に位置付けることや面積要件も思い切って引き下げることなど改正を行い、本府が自然と生活環境を守る立場に立つべきでありませんか。知事の認識を伺います。いかがですか。

【知事答弁】前窪議員の質問にお答えいたします。ただいま前窪議員から、最後のご質問とのお話がございました。立場の違いこそございましたが、府政の発展のために長い間ご尽力を頂きました。 心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

(消費税率の引き上げについて)

それでは消費税率の引き上げについてでございます。まず、このたびの毎月勤労統計の問題につきましては、統計に対する国民の信頼を揺るがしかねないものとして遺憾でございまして、国においてきちんと調査をし、必要な対策をしっかりしていただきたいと考えております。消費税率の引き上げにつきましては、急激な少子高齢化が進展する中、子育て支援、介護、医療、年金と言った全世代型社会保障のため必要なものとして、法律で今年 10 月から施行することとされております。

国の来年度の当初予算においては、税率の引き上げをふまえ、幼児教育の無償化、介護人材の処遇改善、年金生活者支援給付金の支給などが、計上されていると承知をされております。

また、京都府におきましても、来年度当初予算における社会保障関係費が対前年度 41 億円増となるなど増数が続いており、その安定財源として消費税率 10%の内、3.72%に相当する地方消費税及び地方交付税が必要であることをご理解頂きたいと思います。

京都府といたしましては、国に対し、施行にあたり地域経済に影響がでないための経済対策や軽減税率制度等の円滑の導入に向けた対応など、万全な対策を強く要望してきたところでございます。国におきましては、経済への影響の平準化に向け低所得者や中小小売り事業者への対策など、諸施策を予算案に盛り込んでおり、軽減税率制度に関する説明会の開催や相談体制と合わせ、国の責任において果たすべき役割を、しっかりと果たして頂きたいと思っております。

京都府におきましても、消費税率の増税に備えた中小企業等支援として約40億円を計上し、金融対策、経営改善支援、地域消費喚起対策を講じる消費税対応中小企業、安心経営事業費の予算を今議会に提案しているところであり、国、市町村、経済団体等と連携し中小企業によりそったきめ細やかな取り組みを進め万全な備えを講じてまいりたいと考えております。

(国民健康保険の引き下げについて)

次に国民健康保険についてでございます。国民健康保険の保険料を算定するにあたり、均等割のうち子どもにかかる負担につきましては、子育て支援の観点から、国制度として軽減すべきと考えており、これまでと同様、全国知事会を通じ強く求めてまいりたいと考えております。今年度からスタートしました国保の都道府県単位化においては、保険料の決定は従来通り市町村が行い、京都府は財政運営の責任主体として市町村ごとの納付金を決定するとともに、240億円を超える予算を確保し、制度運営の基礎部分を担っているところでございます。

先日開催いたしました国保運営協議会では、来年度の1人当たりの納付金が診療費の伸び等により増加が避けられない中、委員から「納付金の上昇を可能な限り抑制されたい」とのご意見を頂きました。京都府といたしましては、府の特例基金として1.2億円、国の激変緩和財源として7億円を効果的に活用し、可能なかぎり上昇抑制に努めることとしております。

また、国保保険者の責務として府民が必要な医療が受けられることはもちろんのこと、府民の健康を守るため、健診や受診結果等の分析をふまえ、保健指導や糖尿病の重症化予防対策などが効果的、効率的に展開できるよう市町村支援を進めている所でございます。この取り組みが保険者努力支援制度でも高く評価され、国からの交付金の増、ひいては保険料の軽減に寄与するものでございます。今後ともこうした取り組みを京都府が先頭に立って進めることによりまして、制度の安定化に努めてまいりたいと考えております。

(「改正」水道法について)

次に「改正」水道法についてでございます。水道事業は、人口減少に伴う給水量の減少や水道施設の耐震化や老朽化対策による更新需要の増加、また技術職員の増加など、その需要は厳しさを増しております。今回の水道法改正は、このような厳しい需要環境を背景に、法の目的も水道の計画的な整備から水道の基盤の強化に変更され、基盤強化策の一つとして広域連携の推進が明記されたものであり、持続可能な水道事業が求められる中、必要な改正と認識しております。

これまで、市町村では事業の基盤強化や経営の安定化に向け、施設の統廃合も含めた経営改善など様々な工夫や努力をしてまいりました。しかしながら、特に、過疎、高齢化が進展する地域では、単独での事業継続に限界を感じている市町村もあるのは事実であり、水道事業の広域化の推進につ

いて要望も頂いているところでございます。

このためこの度、策定いたしました京都水道グランドデザインに基づき、北部、中部、南部の圏域ごとに、京都府が仮称でございますが、「広域連携推進協議会」等を設置し、推進役となり市町村が相互に事業の現状や課題等の共有を図りながら、自らふさわしい基盤強化の方策を取り組んで頂きたいと考えております。

また、京都府は南部地域の市町の要望を受けまして、浄水供給事業を開始し、近年では3浄水場を接続するなど、水道のさらなる安定供給を図ってきたほか、各市町村の水道施設の耐震化や簡易水道の統合等にも財政的な支援を行ってきたところでございます。国に対しましても、水道施設の耐震化や老朽化対策と合わせ、広域連携事業の推進について補助要件の緩和や財政支援の充実を要望してきたところでございます。さらに、来年度当初予算で提案しております「上下水道未来づくり総合対策費」には、先ほど申し上げました圏域ごとの協議会での議論の進展を図るため、広域連携の効果を検証すシミュレーション経費等を新たに計上し、支援の強化を図ることとしております。こうした取り組みを通じまして、市町村と連携を図りながら府域全体において将来にわたる安心安全な水道水の供給体制を築いてまいりたいと考えております。

(淀川水系河川整備計画について)

次に、淀川水系河川整備計画についてでございます。淀川水系河川整備計画はH21年に策定され10年が経過をいたしましたが、この間、国において宇治川塔の島改修や天ヶ瀬ダム再開発、桂川緊急治水対策、堤防強化など淀川水系の河川整備が着実に進められてきました。この10年間には、H24年の京都府南部豪雨やH25年の台風18号、昨年の7月豪雨など甚大な豪雨災害が頻発したところであり、今回、有識者の意見も伺いながら、河川改修の進捗状況やその効果を技術的に評価いただくことは必要な作業であると認識しております。一方、京都府におきましてもH26年に宇治川圏域河川整備計画を策定し、支川の河川整備を着実に進めてきており、弥陀次郎川についてはH28年に天井川区間の切り下げが完了し、引き続き上流の改修に取り組んでおります。また、堂の川についても、昨年、導水路の河道掘削が完了し、引き続き国、宇治市とも連携し、総合的な治水対策を進めることとしております。

大戸川ダムにつきましては、H20年に設置した京都府の技術検討会におきまして、中上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施については、さらに検討を行う必要があるとしたところでございまして、その評価については現時点についても変わりはなく引き続き国に対し、天ヶ瀬ダム再開発や桂川嵐山地区改修等を早期に完成して頂くよう要請してまいりたいと考えております。また、瀬田川洗堰の確実な操作は淀川治水の大前提であり、これまでから国に対し天ヶ瀬ダムと連動した確実な全閉操作を求めて来たところでございまして、今後もその考えに変わりはなく、引き続き国に強く求めてまいりたいと考えております。

(メガソーラーについて)

次に、メガソーラーの規制強化についてでございます。京都府では再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例を制定し、再エネの拡大に努めてきたところでありますが、その再エネの大層を占めているのは太陽光発電でございます。太陽光発電のうち、大規模な土地の造成等を伴うメガソーラーにつきましては、その開発に当たり災害防止や生活環境の保全に留意する必要があると考えております。このため、京都府ではメガソーラーに係る規制について、すでに独自の条例を定め総合的に対応しているところであります。具体的に申し上げますと、京都府林地開発行為の手続きに関する条例を全国に先がけて制定し、森林地域で1haを超える開発を行う場合には、これに基づ

き森林法の許可申請前に事業者に対して地元説明会開催を義務づけて、自治会との間で生活環境の保全協定の締結を求めるなど地域住民との合意形成の手続きを定めると共に、事業面積 50 ha 以上の太陽光発電事業含む大規模事業は京都府環境影響評価条例の対象としているところでございます。この環境影響評価条例における、メガソーラーの規制対象は、すでに国が現在、環境影響評価法の適用に向け検討している規模よりも厳しい面積要件となっております。

今回の南山城村のメガソーラーにつきましては、開発面積は環境影響評価条例に該当するものの林地開発行為の事業計画書の提出時期から条例適用の経過措置に該当する案件であったため、対象とはならなかったところでございます。しかしながら、事業者に自主的な環境アセスを指導し、その内容については、条例対象案件と同様に環境影響評価専門委員会での審議をふまえ、京都府として意見を示し、適切な指導をしたところでございます。さらに、事業者に対し、厳しく指導を行い、南山城村と事業者間で希少動植物の保護や事業廃止等の取り扱い等も含めた包括協定を締結させたところでございます。また、森林法の改正につきましては、京都府といたしましては、H22年から都道府県知事の許可に係る裁量権の付与について、また、許可基準の周辺生活環境の許可基準に、周辺生活環境の保全を追加することなどにつきまして、国に提案をしてまいりました。

さらに、森林の開発を伴う大規模太陽光発電が全国各地で問題となってきたことから、全国知事会において京都府の意見も取り入れ、H28年から大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し、個別に判断できるよう林地開発や撤去等における基準や関係法令を整備することにつきまして、国に提案をしているところでございます。

京都府といたしましては、今後も関係法令により再生可能性エネルギーの導入と地域社会の共生が諮られるよう国や市町村とも連携し取り組んでまいりたいと考えております。

【前窪・指摘要望】消費税の問題ですけれども、安倍政権で削減する社会保障費は、4兆3000億円にも達し、年金削減2兆円、生活保護費の切り下げ、後期高齢者医療保険料の「軽減特例」の廃止など、全世代型社会保障として実際やっていることは、大削減。まあ、だまし討ちのようなものです。内閣に参画していた方からも増税中止の声が上るぐらいですから、知事として、府民の暮らしや京都経済をこれ以上冷え込ませないために、「10%増税を中止せよ」という行動を示していただきたい。これは要望しておきます。

国保料が高すぎて払うことができなない。こういう世帯が4万世帯近くで推移し、加入者の1割を超えております。多くの府民がギリギリの暮らしを強いられている時に、国保運営主体としての「覚悟が問われている」ということです。一般会計からの支援を含めて最大の努力を求めておきたいと思います。

【前窪・再質問】再質問ですが、水道では、前知事は、「コンセッション方式は、災害時の公と民との責任の在り方など、整理すべき課題も多い」。また、広域化や民営化について、「いずれもメリット、デメリットがあり、慎重な検討が必要」などと答弁しました。しかし、一方で本府は、流域下水道事業の公営企業化を進めて、すでに世界の水メジャー・ヴェオリア社が委託業者に入っています。また、福知山市水道の包括的民間委託をはじめ府内自治体でも民間参入が進んでいます。世界の水道民営化の失敗は、水は人権、自治が基本だということを教えていると思います。これに逆行する広域化、民営化の旗振り、押し付け、これをやらないということは大事なことです。市町村の自治を尊重していただきたいと思いますが、再答弁をお願いします。

大戸川ダム整備、河川整備の問題です。本府は、ダムを河川整備計画に位置付けるという必要は

ないとしながら、2016 年(H28 年)に「ダムが最も有効」という近畿整備局の評価を「了承」しているということなんです。このことについては、宮本博司元淀川水系流域委員会委員長は、「将来ダム建設を押し進める際に今回の了承が錦の御旗になる」。こうして、極めて要注意だと言っておられます。瀬田川洗堰の全閉操作の見直しに関わる大戸川ダム評価の了承は取り消して、ダムに頼らない堤防強化、河川整備、総合治水こそ優先する。こういう姿勢に立たれませんか。再答弁をお願いします。

メガソーラーの件ですが、3年余のメガソーラー反対の取り組みから見えてきたのは、府や村が、現行の制度では規制できないと許可を出して、条例改正を含めて、森林の保全や防災、環境を守るという強い姿勢が住民に示されなかったことです。こんなことでは、税金まで徴収して豊かな森を育てるとしていることや生物多様性地域戦略基本計画を作り、自然・環境保全に取り組むとした本府の方針を自ら踏みにじるということになってしまいかねません。規制強化について再度、知事の答弁を求めます。

【知事・再答弁】前窪議員の再答弁にお答えします。まず、水道法につきましての、コンセッション方式についての質問でございますけれども、法律の改正の中では事業の特性に応じては、民間の活力も技術も活用する必要があるということで、選択肢の一つとして示されているものだというふうに認識をしております。いずれにいたしましても、我々としては広域的な視点から個別の市町村ではなかなか解決しない問題も水道事業につきましては、市町村に対して我々の方式を押し付けるということではなくて一緒になって新しい方策を考えていく。なんといっても最終的には府民に対して安定的安全な水道水を供給するという目的に沿ってお互いに努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

それから大戸川ダムについてのご質問でございます。先ほどもこれは答弁いたしましたけれども、大戸川ダムにつきましては、H20年に設置いたしました京都府の技術検討会におきまして、中上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてはさらに検討を行う必要があるということにしたところでありまして、その評価につきましては現時点におきましてもなんら変わるところがなく、引き続き、国に対しては天ヶ瀬ダム再開発や桂川嵐山地区の改修等を早期に完成していただくよう要請をしていきます。なお、河川整備計画についての国土交通省の検証につきましては、さきほど申し上げましたように、この間の豪雨、また河川改修の進捗状況含めて、それがどういった効果があったのかということも含めた検証が必要な作業ではないかなというふうに認識をしております。

メガソーラーにつきましての質問でございますけれども、我々も府民の生活環境の確保、また景観、防災安全面、そうしたものはなによりも優先するものと思っておりまして、そうしたものとの調和の中で再生可能エネルギーの導入、そして地域社会の共生が図れるよう関係法令をきちっと運用することによりまして問題が発生しないように万全の対応をとってまいりたいというふうに思っております。

【前窪・指摘要望】最後に要望しておきたいと思います。水道の民営化ですが、さきほども申しましたように、やっぱり市町村の住民の声、これ非常に大切ですから、しかも市町村自ら決めるという自治権の問題でもありますから、決して押し付けることがないように強く求めておきます。

大戸川ダム凍結解除の問題や瀬田川洗堰の全閉操作の見直しの問題については、これも、長年上流下流の住民の利害の問題など、いろいろ論議がされてきたので、まあ、知事は国土交通省出身でありますけれども、国言いなりにならないように、住民置き去りで同意するということがないように厳しく求めておきたいと思います。

住民の声を真摯に受け止める。これはメガソーラーの問題でも一緒です。南山城での開発許可を 撤回してくれ。こういう声も本当に多く、根強くあります。メガソーラー計画の規制の強化にしっ かりと取り組んでいただくように要望しておきたいと思います。

最後に、私は今期を持って府会議員を退任いたします。議長のお許しを得て、一言ご挨拶を申し上げます。私は宇治市会議員 5 期 20 年、府会議員 5 期 20 年、京都市職員時代を含めますと 50 年を超える人生を地方自治一筋に歩んできたということでございます。この間に頂きました地元宇治・久御山をはじめ多くの皆さんの御支援に心から感謝申し上げます。また、先輩議員や同僚議員の皆さん、そして知事をはじめ理事者、職員の皆さん。本当にこの間、世話になりました。ありがとうございました。

思えば、京都市職員の時代に労働組合の役員をしていた私に、先輩役員から「これは大事なことだよ」と教えてもらった「住民の幸せなくして自治体労働者の幸せはない」ということを今も忘れません。私は、このことを議員としても信条にして、「住民の苦難解決」を第一に掲げる日本共産党の議員として、奮闘してきました。

いま、地方自治の危機が叫ばれている時だけに、京都府政が、地方自治の本旨である「住民福祉の増進」のために、平和と暮らしを守る砦としての役割をしっかりと発揮することを心から願うものです。今後とも、府政に関わった一人として、「住民が主人公の府政」の発展に努力する決意を申し上げ、質問を終わらせてもらいます。本当にみなさんありがとうございました。